

地方公共団体向け通報対応ガイドライン（内部の職員等からの通報）新旧対照表

新	旧	改正の趣旨
<p>公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 31 日 令和 4 年 6 月 1 日 消費者庁</p>	<p>公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 31 日 消費者庁</p>	
<p>1. 本ガイドラインの意義及び目的等</p> <p>(1) 本ガイドライン改正の経緯と内容</p> <p><u>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）は、令和 2 年改正前においては、事業者（地方公共団体を含む。以下同じ。）に対し、内部公益通報への対応体制整備を義務付けてはいなかったところ、地方公共団体における内部通報への対応体制については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（平成 29 年 7 月 31 日。以下「地公体向けガイドライン（内部通報用）」という。）を作成し、各地方公共団体は、同ガイドラインを踏まえて内部公益通報への対応体制等を含む通報への対応の在り方を定めてきた。</u></p> <p><u>令和 2 年 6 月に成立した「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 51 号）により改正された法において、公益通報対応業務従事者を定めること（法第 11 条第 1 項）及び事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとること（法第 11 条第 2 項）を事業者に義務付けており（常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者については努力義務）、さらに、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年内閣府告示第 118 号。以下「指針」という。）が策定された。</u></p> <p><u>指針は、事業者における内部公益通報対応体制等の具体的な内容について定めており、地公体向けガイドライン（内部通報用）が定める事項と重複しているため、同ガイドラインに指針により新たに義務付けられた事項を付記する等、指針との整合性を確保するために必要最小限の修正を行い、その他の事項については同ガイドラインの規定をそのまま維持している。</u></p> <p><u>地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえながら、各地方公共団体の実情等も勘案し、法及び指針が求める措置を講ずる必要がある。また、指針が求める事項の検討に当たっては「公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内</u></p>	<p>1. 本ガイドラインの意義及び目的</p> <p>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）を踏まえ、地方公共団体が内部の職員等からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、地方公共団体の法令遵守の確保につながるものである。</p> <p>また、内部の職員等からの通報を積極的に活用したリスク管理等を通じて、地方公共団体が適切に行政事務を遂行していくことは、地方自治に対する住民の信頼の確保並びに地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。</p> <p>本ガイドラインは、以上の意義を踏まえて、地方公共団体において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に取り扱うため、各地方公共団体において自主的に取り組むことが求められる基本的事項等を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、地方公共団体の法令遵守を推進することを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるものであり、各地方公共団体において一層充実した通報対応の仕組みを整備及び運用すること、又は各地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うことを妨げるものではない。</p> <p>また、本ガイドラインにおいて「法令」とは、各地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含むものとする。</p>	<p>・今回の改定の経緯と改正の考え方を明記しました。</p>

<p><u>閣府告示第118号)の解説」(令和3年10月13日消費者庁。以下「指針の解説」という。)も踏まえる必要がある。</u></p> <p>(2) 内部公益通報制度の意義</p> <p>公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)を踏まえ、地方公共団体が内部の職員等(法第2条第1項に定める役務提供先等への通報が内部通報となり得る者。以下同じ。)からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、地方公共団体の法令遵守の確保につながるものである。</p> <p>また、内部の職員等からの通報を積極的に活用したリスク管理等を通じて、地方公共団体が適切に行政事務を遂行していくことは、地方自治に対する住民の信頼の確保並びに地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。</p> <p>本ガイドラインは、以上の意義をも踏まえて、地方公共団体において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に取り扱<u>うため、各地方公共団体において自主的に取り組むことが求められる基本的事項等を定めることにより、</u>通報者の保護を図るとともに、地方公共団体の法令遵守を推進することが<u>求められるを目的とする。</u></p> <p>なお、本ガイドラインは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるものであり、各地方公共団体において一層充実した通報対応の仕組みを整備及び運用すること、又は各地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うことを妨げるものではない。</p> <p>また、本ガイドラインにおいて「法令」とは、各地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含むものと<u>しする。</u><u>その他本ガイドラインにおいて使用されている用語は、本ガイドラインにおいて定義されている用語を除き、指針及び指針の解説の例による。</u></p>		
<p>2. 通報対応の在り方</p> <p>(1) 内部公益通報対応体制通報対応の仕組みの整備及び運用</p> <p>① 各地方公共団体は、内部の職員等からの通報事案への対応を、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用する。各地方公共団体は、内部公益通報を部署間横断的に受け付ける窓口(以下「内部公益通報受付窓口」という。)を設置</p>	<p>2. 通報対応の在り方</p> <p>(1) 通報対応の仕組みの整備及び運用</p> <p>① 各地方公共団体は、内部の職員等からの通報事案への対応を、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用する。</p>	<p>・指針第4.1(1)(「内部公益通報受付窓口を設置し、当該窓口寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。」)を盛り込みました。</p>

<p><u>し、当該窓口寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。なお、責任者は幹部とする。</u></p> <p>② 各地方公共団体は、<u>通報対応の仕組み法、指針及び本ガイドラインにおいて求められる事項</u>について、内部規程（条例を含む。）を作成し、<u>また、当該規程の定めに従って運用</u>する。</p> <p>③ 支庁、地方事務所、支所、出張所等（以下「出先機関等」という。）を置いている地方公共団体にあつては、当該<u>地方公共団体が定める内部公益通報対応体制通報対応の仕組み</u>の下で、各出先機関等においても適切に通報対応を行うための周知、体制整備その他必要な措置を<u>講じ</u>とる。</p> <p>④ <u>内部公益通報体制の整備及び運用に当たっては、指針の解説に掲げる事項も踏まえた上で、各地方公共団体の実情に応じて最も適切と考えられる方法により行う。</u></p>	<p>② 各地方公共団体は、通報対応の仕組みについて、内部規程（条例を含む。）を作成する。</p> <p>③ 支庁、地方事務所、支所、出張所等（以下「出先機関等」という。）を置いている地方公共団体にあつては、当該通報対応の仕組みの下で、各出先機関等においても適切に通報対応を行うための周知、体制整備その他必要な措置を講じる。</p> <p>(新設)</p>	<p>・指針第4.3(4)（「この指針において求められる事項について、内部規程において定め、また、当該規程の定めに従って運用する。」）に則して修正しました。</p> <p>・指針の解説は、地方公共団体に対しても適用されるため、内部公益通報体制の検討にあたっては指針の解説も参考として検討すべきことを明記しました。</p>
<p>(2) 総合的な窓口の設置</p> <p>① 各地方公共団体は、<u>当該地方公共団体における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「内部公益通報受付窓口」という。）</u>を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各地方公共団体は、当該地方公共団体内部の<u>内部公益通報受付</u>窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した<u>内部公益通報受付</u>窓口を設けるよう努める。</p> <p>② 各地方公共団体は、<u>職員等から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱い（通報又は相談をしたことを理由として行われる懲戒処分その他不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。）をいう。以下同じ。）、その他通報に関連する質問・相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）</u>を設置し、<u>これらに対応</u>する。</p> <p>③ <u>各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に係る事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。</u></p>	<p>(2) 総合的な窓口の設置</p> <p>① 各地方公共団体は、当該地方公共団体における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各地方公共団体は、当該地方公共団体内部の通報窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報に関連する相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。</p> <p>(新設)</p>	<p>・指針第4.3(1)ロ（「労働者等及び役員並びに退職者から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応する。」）に則して修正しました。</p> <p>・指針第4.1(2)（「内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に係る事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。」）を盛り込みました。</p>

<p>③④ 人員、予算等の制約により専用の<u>内部公益通報受付</u>窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、他の類似した目的のために当該地方公共団体に設置された窓口（例えば、職員の職務に係る倫理の保持、適切な労務環境の確保を目的とするもの等）を<u>内部公益通報受付</u>窓口又は相談窓口として活用することができる。</p> <p>④⑤ 人員、予算等の制約により単独で<u>内部公益通報受付</u>窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、他の地方公共団体と連携及び協力して事務を行う仕組み（例えば、協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託又は代替執行等）を活用して<u>内部公益通報受付</u>窓口又は相談窓口を設置することができる。</p>	<p>③ 人員、予算等の制約により専用の通報窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、他の類似した目的のために当該地方公共団体に設置された窓口（例えば、職員の職務に係る倫理の保持、適切な労務環境の確保を目的とするもの等）を通報窓口又は相談窓口として活用することができる。</p> <p>④ 人員、予算等の制約により単独で通報窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、他の地方公共団体と連携及び協力して事務を行う仕組み（例えば、協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託又は代替執行等）を活用して通報窓口又は相談窓口を設置することができる。</p>	
<p>(3) 公益通報対応業務従事者担当者の配置及び育成</p> <p>① <u>各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。</u></p> <p>② <u>各地方公共団体は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定める。</u></p> <p>③ <u>各地方公共団体は、当該地方公共団体の関係する部局に、公益通報対応業務に必要な適性及び能力を有する担当者を従事者として定める。配置（当該部局の職員を担当者として指定することを含む。）し、</u></p> <p>④ <u>各地方公共団体は、従事者に対し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行い、公益通報者を特定させる事項の取扱いについては特に十分に教育を行う。</u></p>	<p>(3) 担当者の配置及び育成 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>各地方公共団体は、当該地方公共団体の関係する部局に、通報対応に必要な適性及び能力を有する担当者を配置（当該部局の職員を担当者として指定することを含む。）し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行う。</p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指針第3.1（「事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。」）を盛り込みました。 指針第3.2（「事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない。」）を盛り込みました。 指針第4.3(1)イ（「法及び内部公益通報対応体制について、労働者等及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う。また、従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。」）に則して修正しました。

(4) 範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底

① 各地方公共団体は、職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。②においても同じ。）が公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（以下「範囲外共有」という。）を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。

② 各地方公共団体は、職員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、公益通報者を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という。）を行うことを防ぐ措置をとる。

③ ①及び②に加え、各地方公共団体は、秘密保持及び個人情報の保護のために次の事項を徹底する。

④ア. ー通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならないこと。

④イ. ー通報又は相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

③④ 各地方公共団体は、通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報対応の各段階（3. に規定するもののほか、相談及び通報対応終了後の段階を含む。以下同じ。）において遵守すべき事項をあらかじめ取り決めて、通報又は相談への対応に関与する者に対して十分に周知するものとする。この場合、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日 消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。）Ⅲ. 1. に掲げる通報に係る秘密保持の徹底を図るための各種方策等を十分に踏まえた上で、当該地方公共団体の実情に応じて最も適切と考えられる方法により行うものとする。

(4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底

(新設)

(新設)

① 通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。

② 通報又は相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

③ 各地方公共団体は、通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報対応の各段階（3. に規定するもののほか、相談及び通報対応終了後の段階を含む。以下同じ。）において遵守すべき事項をあらかじめ取り決めて、通報又は相談への対応に関与する者に対して十分に周知するものとする。この場合、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日 消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。）Ⅲ. 1. に掲げる通報に係る秘密保持の徹底を図るための各種方策等を十分に踏まえた上で、当該地方公共団体の実情に応じて最も適切と考えられる方法により行うものとする。

・指針第4.2(2)イ（「事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。」）を盛り込みました。

・指針第4.2(2)ロ（「事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる。」）を盛り込みました。

・本規定の義務対象が各地方公共団体であることを明示しました。

・本ガイドライン2.(1)④にて、指針の解説を踏まえた検討を規定したため、「この場合」以下は同旨であるため削除いたしました。

<p>(5) 利益相反関係の排除</p> <p>① 各地方公共団体の職員は、<u>内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を自らが関係する通報事案への公益通報対応業務に関与させない措置をとる。してはならない。</u></p> <p>② 各地方公共団体は、通報対応の各段階において、<u>公益通報対応業務通報事案への対応</u>に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認する<u>ものとする。</u></p>	<p>(5) 利益相反関係の排除</p> <p>① 各地方公共団体の職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。</p>	<p>・指針第4. 1 (4) (「内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。」) に則して修正しました。</p>
<p>(6) 通報対象の範囲</p> <p><u>各地方公共団体が設置した内部公益通報受付窓口</u>では、以下の通報を受け付ける。</p> <p>ア. 当該地方公共団体 (当該地方公共団体の事業に従事する場合における職員等 (法第2条第1項に定める、「代理人その他の者」を含む、退職者は除く。)) についての法令違反行為 (当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。)</p> <p>イ. ア. のほか適正な業務の推進のために各地方公共団体において定める事実</p>	<p>(6) 通報対象の範囲</p> <p>通報窓口では、以下の通報を受け付ける。</p> <p>ア. 当該地方公共団体 (当該地方公共団体の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。) についての法令違反行為 (当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。)</p> <p>イ. ア. のほか適正な業務の推進のために各地方公共団体において定める事実</p>	<p>・法第2条第1項に則して修正しました。</p>
<p>(7) 通報者の範囲</p> <p>① <u>内部公益通報受付窓口</u>では、<u>職員等当該地方公共団体の職員及び当該地方公共団体の契約先の労働者</u>のほか、当該地方公共団体の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。</p> <p>② <u>各地方公共団体が設置した内部公益通報受付窓口</u>では、①に掲げる者のほか、当該地方公共団体の住民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報対応の手続については、法、<u>指針</u>及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、<u>各当該</u>地方公共団体が別に定める。</p>	<p>(7) 通報者の範囲</p> <p>① 通報窓口では、当該地方公共団体の職員及び当該地方公共団体の契約先の労働者のほか、当該地方公共団体の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。</p> <p>② 通報窓口では、①に掲げる者のほか、当該地方公共団体の住民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報対応の手続については、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各地方公共団体が別に定める。</p>	
<p>(8) 匿名による通報の取扱い</p> <p>各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、<u>可能な限り</u>、実名による通報と同様の取扱いを行う<u>よう努める</u>。この場合、各地方公共団体は、通報者と<u>通報窓口担当者</u>との間で、適切に情報の伝達を行い得る仕組みを整備する<u>よう努める</u>。</p>	<p>(8) 匿名による通報の取扱い</p> <p>各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行う<u>よう努める</u>。この場合、各地方公共団体は、通報者と通報窓口担当者との間で、適切に情報の伝達を行い得る仕組みを整備する<u>よう努める</u>。</p>	

<p>3. 通報への対応</p> <p>(1) 通報の受付</p> <p>① 各地方公共団体に通報があったときは、法、<u>指針</u>及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、<u>正当な理由なく</u>通報の受付又は受理を拒んではならない。</p> <p>② 各地方公共団体において通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先(匿名による通報の場合を除く。)、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対して<u>する</u>不利益な取扱いは<u>行われ</u>ないこと、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない(以下、(1)③及び④、(2)①及び④、(4)①及び②に規定する通知においても、同様とする。)</p> <p>③ ②において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を<u>受け付けた受領した</u>旨を通知するよう努める。</p> <p>④ 各地方公共団体において通報を受け付けた後は、法、<u>指針</u>及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。</p>	<p>3. 通報への対応</p> <p>(1) 通報の受付</p> <p>① 各地方公共団体に通報があったときは、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。</p> <p>② 各地方公共団体において通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先(匿名による通報の場合を除く。)、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いはないこと、通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない(以下、(1)③及び④、(2)①及び④、(4)①及び②に規定する通知においても、同様とする。)</p> <p>③ ②において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。</p> <p>④ 各地方公共団体において通報を受け付けた後は、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。</p>	<p>・指針第4.1(3) (「内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。」)に則して修正しました。</p>
<p>(2) 調査の実施</p> <p>① 各地方公共団体において通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、<u>指針第4.1(3)に定める正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。また、</u>適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。</p> <p>② 調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。</p>	<p>(2) 調査の実施</p> <p>① 各地方公共団体において通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。</p> <p>② 調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。</p>	<p>・指針第4.1(3) (「内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。」)に則して修正しました。</p>

<p>③ 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、<u>内部公益通報対応体制の仕組み</u>の整備及び運用に責任を有する幹部等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。</p> <p>④ 適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知する。</p>	<p>③ 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、通報対応の仕組みの整備及び運用に責任を有する幹部等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。</p> <p>④ 適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知する。</p>	
<p>(3) 調査結果に基づく措置の実施等 各地方公共団体は、調査の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行う。</p>	<p>(3) 調査結果に基づく措置の実施等 各地方公共団体は、調査の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行う。</p>	
<p>(4) 通報者への是正措置等の通知 ① 各地方公共団体が是正措置等をとったときは、<u>その内容を、内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、</u>適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、<u>遅滞なく速やかに</u>通知する。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>(4) 通報者への是正措置等の通知 ① 各地方公共団体が是正措置等をとったときは、その内容を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>・指針第4.3(2)（「書面により内部公益通報を受けた場合において、当該内部公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部公益通報を行った者に対し、速やかに通知する。」）に則して修正しました。</p>
<p>(5) 関係事項の公表 各地方公共団体は、必要と認める事項を、適宜公表する。</p>	<p>(5) 関係事項の公表 各地方公共団体は、必要と認める事項を、適宜公表する。</p>	
<p>(6) 是正措置等の実効性評価 各地方公共団体は、通報対応終了後、是正措置等が当該地方公共団体において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行う<u>よう努める</u>。</p>	<p>(6) 是正措置等の実効性評価 各地方公共団体は、通報対応終了後、是正措置等が当該地方公共団体において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。</p>	<p>・指針第4.1(3)（「(略) また、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとる。」）に則して修正しました。</p>
<p>(7) 意見又は苦情への対応</p>	<p>(7) 意見又は苦情への対応</p>	

<p>各地方公共団体は、通報対応に関して通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。</p>	<p>各地方公共団体は、通報対応に関して通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。</p>	
<p>4. 通報者等の保護</p> <p>(1) 通報者等の保護</p> <p>① 各地方公共団体は、<u>職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。②においても同じ。）が、通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。以下同じ。）を行うことを防ぐ措置をとるしてはならない。</u></p> <p>② 各地方公共団体は、通報者等に対し、<u>通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。範囲外共有や通報者の探索を行った職員等、</u>正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員等及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員等についても同様とする。</p>	<p>4. 通報者等の保護</p> <p>(1) 通報者等の保護</p> <p>① 各地方公共団体は、通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。以下同じ。）をしてはならない。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指針第4.2(1)イ（「事業者の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとる（略）」）に則して修正しました。 ・指針第4.2(1)ロ（「不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。」）及び指針第4.2(2)ハ（「範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。」）に則して修正しました。
<p>(2) 通報者のフォローアップ</p> <p>各地方公共団体は、通報対応の終了後、通報者に対し、<u>通報したことを理由とした</u>不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、<u>通報者を適切な救済・回復するための適切な措置を講じと</u>る。</p>	<p>(2) 通報者のフォローアップ</p> <p>各地方公共団体は、通報対応の終了後、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、通報者を救済するための適切な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指針第4.2(1)イ（「事業者の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる。」）に則して修正しました。
<p>(3) 職員への救済制度の周知</p> <p>各地方公共団体は、<u>通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いについて、職員が、</u>不利益な取扱いの内容等に応じて、人事委員会又は公平委員会に対する不利益処分についての審査請求（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2）、勤務条件に関する措置の要求（同法第4</p>	<p>(3) 職員への救済制度の周知</p> <p>各地方公共団体は、通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いについて、職員が不利益な取扱いの内容等に応じて、人事委員会又は公平委員会に対する不利益処分についての審査請求（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2）、勤務条件に関する措置の要求（同法第46</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載が重複していたため、わかりやすさの観点から修正しました。

6条)、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知する。	条)、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知する。	
5. その他 (1) 通報関連資料の管理 各地方公共団体は、各通報事案への対応に係る記録及び関係資料を作成し、これらについて、適切な保存期間を定めた上で、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理する。	5. その他 (1) 通報関連資料の管理 各地方公共団体は、各通報事案への対応に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理する。	・指針第4.3(3)イ(「内部公益通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管する。」)に則して修正しました。
(2) 職員等への周知 ① 各地方公共団体は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員等に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、指針及び本ガイドラインの内容、当該地方公共団体における内部公益通報受付窓口、内部公益通報対応体制の仕組み等について、全ての職員等に対し、十分に教育・周知する。 ② 各地方公共団体は、通報者の上司である職員が通報を受けた場合、当該職員が自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、当該職員の上司への報告、内部公益通報受付窓口への通報その他適切な措置を遅滞なくとるべき旨を周知する。なお、この場合の上司については、必ずしも職制上直接に指揮監督を行う地位にある者であることを要しないものとする。 ③ 各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口及び内部公益通報対応体制の仕組みに対する職員等(退職者は除く。本項において同じ。)の信頼性の向上を図るため、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、その運用実績の概要を職員等に周知する。	(2) 職員等への周知 ① 各地方公共団体は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及び本ガイドラインの内容、当該地方公共団体における通報窓口、通報対応の仕組み等について、全ての職員等に対し、十分に周知する。 ② 各地方公共団体は、通報者の上司である職員が通報を受けた場合、当該職員が自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、当該職員の上司への報告、通報窓口への通報その他適切な措置を遅滞なくとるべき旨を周知する。なお、この場合の上司については、必ずしも職制上直接に指揮監督を行う地位にある者であることを要しないものとする。 ③ 各地方公共団体は、通報窓口及び通報対応の仕組みに対する職員等の信頼性の向上を図るため、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、その運用実績の概要を職員等に周知する。	・指針第4.3(1)イ(「法及び内部公益通報対応体制について、労働者等及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う。」)に則して修正しました。 ・指針第4.3(3)ハ(「内部公益通報受付窓口に寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において労働者等及び役員に開示する。」)に則して修正しました。
(3) 協力義務 ① 各地方公共団体の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力する。 ② 各地方公共団体及びその職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。	(3) 協力義務 ① 各地方公共団体の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力する。 ② 各地方公共団体及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。	

<p>(4) 通報対応の評価及び改善</p> <p>① <u>内部公益</u>通報対応<u>体制の仕組み</u>の運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、当該地方公共団体における<u>内部公益</u>通報対応<u>体制の仕組み</u>の運用状況に関する情報（例えば、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要、通報対応に要した期間等）を、定期的に公表する。</p> <p>② 各地方公共団体は、<u>内部公益</u>通報対応<u>体制の仕組み</u>の運用状況について、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、<u>民間事業者向けガイドラインに掲げられた手法、他の指針の解説</u>や行政機関及び事業者による先進的な取組事例等も参考にした上で、<u>必要に応じて内部公益</u>通報対応<u>体制の仕組み</u>を継続的に改善するよう努める。</p>	<p>(4) 通報対応の評価及び改善</p> <p>① 通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、当該地方公共団体における通報対応の仕組みの運用状況に関する情報（例えば、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要、通報対応に要した期間等）を、定期的に公表する。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報対応の仕組みの運用状況について、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、民間事業者向けガイドラインに掲げられた手法、他の行政機関及び事業者による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。</p>	<p>・指針第4.3(3)ロ（「内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて内部公益通報対応体制の改善を行う。」）に則して修正しました。</p>
<p>(5) 消費者庁の役割</p> <p>① 消費者庁は、地方公共団体における<u>内部公益</u>通報対応<u>体制の仕組み</u>の適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、各地方公共団体に対して必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うものとする。</p> <p>② 消費者庁は、法の施行状況を把握するため、各地方公共団体における<u>内部公益</u>通報<u>受付</u>窓口の設置及び運用状況、通報への対応状況、職員等への研修の実施状況等について調査を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>③ 消費者庁は、<u>内部公益</u>通報対応<u>体制の仕組み</u>の適切な整備及び運用に関して、各地方公共団体の職員への周知、研修等を実施するとともに、各地方公共団体が当該地方公共団体の職員等に対して同様の取組を行うに際して、資料の提供、説明その他必要な協力を行うものとする。</p>	<p>(5) 消費者庁の役割</p> <p>① 消費者庁は、地方公共団体における通報対応の仕組みの適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、各地方公共団体に対して必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うものとする。</p> <p>② 消費者庁は、法の施行状況を把握するため、各地方公共団体における通報窓口の設置及び運用状況、通報への対応状況、職員への研修の実施状況等について調査を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>③ 消費者庁は、通報対応の仕組みの適切な整備及び運用に関して、各地方公共団体の職員への周知、研修等を実施するとともに、各地方公共団体が当該地方公共団体の職員等に対して同様の取組を行うに際して、資料の提供、説明その他必要な協力を行うものとする。</p>	
<p>(6) 都道府県の役割</p> <p>各都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村における<u>内部公益</u>通報対応<u>体制の仕組み</u>の適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、当該市区町村相互間の連絡調整及び当該市区町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うよう努める。</p>	<p>(6) 都道府県の役割</p> <p>各都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村における通報対応の仕組みの適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、当該市区町村相互間の連絡調整及び当該市区町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うよう努める。</p>	